

平成26年度の固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されます。

固定資産に関する届出はお済みですか？

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋等を所有している人に1年分が課税されます（所有期間に応じた税額の按分等はできません）。期限内に手続きが行われないと、さかのぼって税金が課税されたり、取り壊しが済んでいる建物に課税されたりする場合がありますので、平成25年中に下記のような変更があったときには、必ず決められた期限内に手続きをお願いいたします。

◇家屋を取り壊した場合

住宅や物置など、家屋の全部または一部を取り壊したときは、「家屋滅失届」の手続きが必要です。家屋を取り壊した際には、必ずその年の年末までに手続きをしてください（登記されている家屋は水戸地方法務局に申請してください）。※家屋滅失届に基づき現地確認を行い、翌年度の課税対象から除きます。

◇平成25年中に所有者が死亡された場合

「相続人代表者指定届」を平成26年1月31日までに税務課へご提出ください。なお、正式な相続人に関しては水戸地方法務局で手続きが必要となります。

◇納税義務者が町外に居住している場合や、転出した場合

原則、町内在住の方を納税管理人として定めていただき、すみやかに「納税管理人申告書」を税務課へご提出ください。

※様式は、城里町ホームページ→くらし→町税→固定資産税からダウンロードできます。

問合せ 税務課 固定資産税係 ☎029-288-3111（内線121、122）

農地の適正管理にご協力ください

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により荒廃農地が増加しています。農地の荒廃化が進むと、病害虫や火災の発生を誘発するなど、周辺環境に悪影響を与えることにもなります。

農業委員会では、毎年農地パトロールを行い、荒廃農地の所有者等へ個別に適正管理の指導をしていますが、隅々まで行き渡らないのが現状です。近隣住民からの苦情等も増えていますので、農地所有者（または耕作者）は、責任をもって草刈り等の農地管理を行い、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

また、利用権設定による農地の貸し借りのあっせん等も受け付けていますので、農業委員会事務局または近くの農業委員にご相談ください。

問合せ 農業委員会事務局 ☎029-288-3111（内線361、362）

城里町内に土地や建物を所有している皆さんへ

水戸税務署から

確定申告会場のご案内

申告期間 平成26年

2月12日(水)～3月17日(月)

※土・日を除く。

※期間中、水戸税務署庁舎での申告相談は行いません。

申告会場 中央ビル（水戸市泉町2-3-2）

受付時間 午前8時30分～午後4時

問合せ 水戸税務署（水戸市北見町1-17）

☎029-231-4211 ※自動音声案内

〔確定申告会場（中央ビル）案内図〕

